

参加者確認公募

下記の件について、特定の者との随意契約を予定していますが、他の履行可能者の有無を確認するため、公募に付します。

記

1. 当該公募の趣旨

本調達は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」という。）において、現在、稼働・運用中の AMED 研究開発マネジメントシステム（以下、「AMS」という。）の既存機能を改修する業務である。これらの業務は AMS の安定運用を実現するために、AMS アプリケーションの構造、AMS データソースの内容、及び動作環境を熟知している必要があることから、当該特定事業者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定事業者以外の者で下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

2. 公募に付する事項

- (1) 件 名 AMED 研究開発マネジメントシステムの改修業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和 8 年 10 月 30 日
- (4) 履行場所 国立研究開発法人日本医療研究開発機構指定の場所

3. 応募者に必要な資格

- (1) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構契約事務の取扱に関する機構達第 8 条及び第 9 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、役務の提供等の「A」又は「B」等級の資格を有する者であること。
- (3) 仕様書において定める特質を全て満たすものを提供できること。
- (4) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 公募説明書等の交付場所

公募説明書等は、AMED 調達情報サイトよりダウンロードすること。

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 7 番 1 号 読売新聞ビル

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 財務部 調達課 [担当：廣瀬・下田]

TEL：03-6870-2208 FAX：03-6870-2240

E-mail: nyusatsu2@amed.go.jp （案件毎にメールアドレスが異なるので注意をすること。）

5. 質問書の提出期限・場所

- (1) 提出期限：令和 8 年 6 月 17 日 12 時 00 分
- (2) 提出場所：上記 4. に同じ。
- (3) 提出方法：E-mail に限る。（電話では受け付けない。）
件名は、「【質問書】(件名)(商号又は名称)」とすること。
- (4) 回 答：令和 8 年 6 月 18 日（予定）(AMED 調達情報サイトに掲載)

6. 参加意思確認書の提出期限及び場所

- (1) 提出期限 令和 8 年 6 月 23 日 12 時 00 分

(2) 提出場所 上記4.に同じ。(調達課の担当者名を必ず記載すること。)

(3) 提出方法：送付又は持参。

- ・送付の場合：郵便等（郵便若しくは信書便による送達（以下、「郵便等」という。））による書留、特定信書便等の記録の残る方法に限る。
- ・持参の場合：ビルの入館は事前登録制になっているので、持参日の前日（土日及び祝日を除く）の16時までに、3.のE-mailアドレスへ入館者全員の氏名及び来館予定時刻を連絡すること。ビルの入館登録通知をE-mailで送付する。
※来館時間：10時00分～16時00分（12時00分～13時00分を除く）
ただし提出期限当日は、12時00分迄とする。

記載内容の説明を求める場合があるので、求めに応じてメール等で説明すること。

なお、上記期限までにいずれの者からも応募がなかった場合又は有効な参加意思確認書の提出がなかった場合、本公募は当該期限をもって終了し特定事業者との契約に移行する。

7. 応募資料の提出期限、場所及び方法

上記6. 記載の期限までに有効な参加意思確認書を提出した者は、以下に基づき書類を提出すること。

(1) 提出期限：令和8年7月6日 12時00分

(2) 提出場所：上記4. に同じ。

(3) 提出方法：送付又は持参。

- ・送付の場合：郵便等（郵便若しくは信書便による送達（以下、「郵便等」という。））による書留、特定信書便等の記録の残る方法に限る。
- ・持参の場合：ビルの入館は事前登録制になっているので、持参日の前日（土日及び祝日を除く）の16時までに、3.のE-mailアドレスへ入館者全員の氏名及び来館予定時刻を連絡すること。ビルの入館登録通知をE-mailで送付する。
※来館時間：10時00分～16時00分（12時00分～13時00分を除く）
ただし提出期限当日は、12時00分迄とする。

8. その他

- (1) 応募者がなかった場合又は有効な参加意思確認書の提出がなかった場合は、特定事業者と随意契約を行う。
- (2) 上記6及び7の手続きを経た有効な応募資料について審査した結果、公募要件を満たす応募者がある場合、その他機構が必要と認める場合は、一般競争入札に移行するものとし、その公告予定については、後日応募者全員に通知する。
- (3) 契約に係る情報の公表：当機構と一定の関係を有する者と契約する場合には、当機構からの契約者への再就職状況等について公表を行うものとする。
- (4) その他詳細は、公募説明書による。

以 上